

離別後の親権・共同養育についての日台韓比較研究

— 調査結果より — 考察 —

山西裕美

1. はじめに

「離婚や別居をすると、なぜ愛する子どもと会えなくなるのか」。離婚などで子の養育に関わることが難しくなった 8 都道府県の男女 12 人が 2019 (令和元) 年 11 月 22 日、国に 1,200 万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。訴状では、子を養育する権利は憲法が保障する基本的人権にあたり、離婚後の共同親権制度を整備しない国の対応は違憲であると訴える¹⁾。

日本の民法 819 条では、離別後の未成年子の親権は単独親権制である²⁾。日本でも 1994 (平成 6 年) 年に発効した「児童の権利に関する条約」(以下、子どもの権利条約) に、分離されている児童に対する父母との人的な関係および直接の接触を維持する権利の尊重が示されている³⁾。そのため、2011 (平成 23) 年の「民法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 61 号) により、離婚の際の子の監護に必要なことに関し面会交流や養育費の分担が明文化されたことに加え、離別後の子の監護について必要な事項を定めるに当たっては「子の利益を最も優先」して考慮することが明記された⁴⁾。

しかし、この民法改正を踏まえ、2012 (平成 24) 年 4 月 1 日から離婚届けに設けられた面会交流や養育費についての取決めの有無についてのチェック欄には、チェック「していない」や「不明」が約 6 割を占め、親に対して離別後の共同養育の必要性が浸透しているとは未だ言い難い状況である(平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果より、厚労省 2017.)。

1) 日本経済新聞 2019 年 11 月 23 日『『単独親権は違憲』集団訴訟』

2) 民法第 819 条父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

3) 7 条 1 項 児童は(中略)できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。第 9 条 3 項 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

4) 第 766 条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父また母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

本来、離別後の子どもに対して単独親権制下の日本においても、裁判所では、両親が離別時に子どもの監護については子どもの利益を優先することは調停や審判を通底する前提であった。面会交流や養育費の分担は旧民法 766 条第 1 項の「監護について必要な事項」に含まれると考えられていたが、明文化されていなかったために実際には明確に決められないことが多かった(榊原・池田 2017)。2012(平成 24)年の改正民法を待つまでもなく、子の監護は子どもの利益の観点から決められるべきことであったが、実際には両親の利害対立の中で決まることが少なくない。

現在も未成年子を持つ夫婦の離婚の場合、8割以上で母親が全児の親権を持つ一方で、近年子どもの監護事件数が増えており、かつ審理期間が6カ月を超える件数割合が増加してきて長期化している。特に、近年急速に数が増えてきているのが面会交流に関する事件であり、親権者指定に関する事件も増えてきている(山西 2018 a)。

両親離別後の親権をめぐる社会の関心が高まる中、日本の法務省は 2019(令和元)年 9 月 27 日、家族法分野における離婚後も父母双方が子どもの親権を待つ「共同親権」制度の是非をめぐる研究会を立ち上げ、議論を開始すると発表した⁵⁾。2019(令和元)年 11 月 15 日、家族法分野における立法の論点についての第一回目の研究会が開催され、父母の離別後の子の養育の在り方についての検討における視座と論点が提示された⁶⁾。

さらに、日本でも 2014(平成 26)年 4 月 1 日より発効した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下、ハーグ条約)により、国外からの返還要求に対しては必要に応じて共同親権制へも対応が求められることとなった。現行において、日本国内での監護事件に対しては両親離別後の未成年子の親権は単独での親権者指定であり、かつ司法判断においても「子の利益」に関しては「監護の継続性・安定性」を判断基準にするため母親が親権者になることが一般的である。しかし、ハーグ条約加盟国として国外からの返還要求に対しては、母親による日本国内への子どもの連れ去りは違法となり、子どもの常居所国への返還となる。

国内外での離別後の未成年子に対する親権制度の違い、即ち“ダブル・スタンダード”であることが、日本のハーグ条約履行に関してもアメリカから条約不履行国として非難されるなど、国際的混乱を起している(United States Department of State

5) 2019 年 9 月 27 日法務大臣閣議後の記者会見において、家族法制については見直しを求める様々な声があることから、公益社団法人商事法務研究会主催において、民事法の研究者、法律実務家を中心とした家族法制の在り方に関する研究会が発足することが報告された(法務省、2019 年 9 月 27 日)。

6) 2019 年 11 月 15 日公益社団法人商事法務研究会で開催された第一回「家族法研究会」では、父母離別後の子の養育の在り方について、「子の利益」を最優先に考慮すべきではあるが、具体的な検討として、1) 離婚後の共同親権、2) 協議離婚の要件の加重 3) 面会交流の促進についての検討が取り上げられている。

2018, 2019)。離別後の親権制度が国内外で異なるだけでなく、離別後の養育における「子どもの最善の利益」をめぐる国内外への事件に対する司法の判断基準の違いは、両親の離別後の未成年子の親権者をめぐる“二重のダブル・スタンダード”になっている（山西 2018 ab, 山西・周 2018）。グローバル化の進行に伴い、日本人による国際結婚が増える中、国内外での未成年子を伴う日本人の国際離婚に際しては混乱する要因になるとも考えられる。

現在、ほぼ全ての南北アメリカ大陸諸国、ほぼ全てのヨーロッパ諸国、オセアニア両国、アジアの中国・韓国が、婚姻中も離別後も共同親権である。親のライフスタイルに関わらず、両親の離別後も子どもが安心して親を信頼できる環境で育つことが出来るという点で、共同親権とそれに伴う共同養育は、両親の協力によって順調に実施されれば子どもの成長発達にとって大きな意味があると言える。しかし、どこまで共同養育が可能なのかは、別れた事情などにより疑問が残る点もある⁷⁾。

本稿の目的は、離別後の子どもの親権について日本が抱えている上記課題を踏まえ、東アジアの家族主義福祉国家間の比較として、すでに離別後に共同親権が選択可能な韓国と台湾の現状を通じ、日本への共同親権・共同養育導入に対する課題について考察を行うことである。そのため、次章では、日台韓の共同親権に関する現状の問題点について整理し、さらに第三章では現地調査に基づき日台韓三カ国での当事者に関する離別後の親権についての調査結果から現状を比較検討し、第四章にて、東アジア家族主義福祉国家である日本における共同親権・共同養育に関する課題をまとめていきたい。

2 東アジア家族主義福祉国家の離別後の親権をめぐる課題－日台韓の場合

1) 日本の課題－制度と運用の齟齬にある「二重のダブル・スタンダード」

未成年子がいる夫婦が離婚する際の離別後の親権について、日本の民法では、協議離婚の場合も、裁判所での離婚の際でもいずれの場合でも単独親権制である。現在も未成年子を持つ離婚の場合、8割以上で母親が全児の親権を持つ一方で、近年子どもの監護事件数が増えており、かつ審理期間も長期化している。特に、少子化や祖父母の高齢化、そして父親の意識の変化などを背景に、近年急速に数が増えてきているの

7) 以前に行ったひとり親家庭に対する支援についての調査研究（熊本学園大学付属社会福祉研究所 助成 平成22年－24年度 研究代表 山西裕美）では、離婚の理由（複数回答）として、相手の「借金」（52.4%）、「生活費を入れない」（30.8%）、「ギャンブルや浪費」（30.1%）などの経済的問題が多くを占め、さらに身体的暴力や精神的暴力などDVが疑われるケースも少なくなく、そもそも離別後の子どもの共同養育が可能かどうか疑われるケースが過半数を占める（山西・伊藤・出川 2012, 2013）。

が面会交流に関する事件である(榊原・池田 2017)。

2011(平成 23)年、「民法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 61 号)が成立したが、この改正に大きな影響力を与えたのは、日本でも 1994 年に発効した子どもの権利条約である。この条約では、子どもは父母に養育される権利を有し、父母の一方より分離されている子どもは定期的に父母のいずれとも交流する権利が尊重される。国は父母の養育責任遂行の援助をすることで、離別後の父母による子どもの共同養育は国が支える子どもの権利と位置付けられている。

2011(平成 23)年の改正民法では、子どもの権利条約を受けて、親権に関する諸規定に「子の利益」の観点が明確化されたことに加え、第 766 条離婚の際の子の監護に必要なことに関し、「父又は母と子との面会及びその他の交流」(面会交流)及び「子の監護に要する費用の分担」(養育費)が明示されることになった。さらに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と子どもの権利条約における「子どもの最善の利益」が反映された。この改正に基づき、2012(平成 24)年 4 月 1 日からは、協議離婚届けに養育費や面会交流についての協議のチェック欄が設けられ、両親への確認や周知等が図られるようになった。

このように、日本国内法では離別後の子の養育については単独親権制下でも、両親による共同養育をより支える法体制となった。しかし、戦後長い期間に渡り、これまでの国内での裁判や調停など司法現場における親権者の判断基準が、「母親優先原則」から「監護の継続性・安定性」へと変化しながらも、家族主義福祉国家の特徴である性別役割分業は法改正後の未成年子の親権者に対する司法判断にも影響を残している⁸⁾。

また一方で、日本がハーグ条約に加盟し、2014(平成 26)年 4 月 1 日よりこの条約が発効するようになり、日本国外での離婚に対しては、その国で決まった内容が離別後も共同親権の場合、日本もハーグ条約加盟国である相手国からの要求に応じて共同親権への対応が求められるようになった⁹⁾。その結果、国内外で離別後の未成年子に対する親権制度が異なるという“ダブル・スタンダード”に加え、「子どもの最善」

8) 【離婚等請求事件】平成 29 年 7 月 12 日/最高裁判所決定/平成 29 年(受) 810 号/不受理 母親が父親に無断で娘を連れ出した事件で、離婚の成立と親権者をめぐって父母間で争われた。親権者の適格性では、父親から提示された年間 100 日間の面会交流「面会交流寛容性の原則」(フレンドリー・ペアレントの重視)が焦点となったが、平成 29 年 1 月 26 日/東京高等裁判所判決/平成 28 年(ネ) 2453 号による監護の継続性・安定性から母親が親権者となる判決が成立した。

9) 【人身保護請求事件】平成 30 年 7 月 17 日/名古屋高等裁判所/民事第 4 部/判決/平成 30 年(人ナ) 4 号 夫婦仲が険悪になった在米日本人の妻が夫の同意を得ずに息子を連れて日本に帰国した事件。父親はハーグ条約にもとづき返還命令を申し立て、東京家庭裁判所も同年次男の返還命令を決定したが、不履行となったため、父親が人身保護請求事件を起こした。二審の最高裁は一審の名古屋高裁の母親が親権者の判決を棄却し差し戻しとなり、息子の釈放が認められ父親に引き渡す判決となった。

に対する判断基準が、ハーグ条約加盟国として国際的な視点での司法判断と国内事件への対応での判断基準とが齟齬をきたすという“二重のダブル・スタンダード”をもたらしている(山西 2018 ab)。

2) 韓国・台湾の課題-離別後の共同親権とシンボリックな「子どもの最善」

日本との比較研究で取り上げる韓国と台湾は、子どもの最善を重視し、日本よりも20年以上前より未成年子を伴う父母の離別に際しては、単独親権か共同親権かどちらかを選べる制度を取り入れている。

韓国での離別後の親権は、1990年の改正によって、婚姻中の父母の共同親権が原則とされ、離婚の場合も父母の協議によって親権者を定めることが可能となった。この離婚後の共同親権は、1990年の民法改正の際に設けられた909条第4項に父母の協議によって親権者を定めることが出来るようになったこと、日本のように単独親権の条文が無い上、「子どもの最善の利益」の観点から諸外国の趨勢より理論上可能になったというものである。また、面会交流を、子どもを直接養育しない親の権利とすることも同時に明文化(民法837条の2)されたことによって実質共同親権、共同養育が可能となったとされる(金 2014)。

2005年の改革では、子の福祉を親権行使の基準とする規定が新設され(改正法912条)、父母の離婚の場合についても家庭法院への親権者指定審判申し立てが義務化された。また、婚姻の取り消し、裁判離婚及び認知の訴えの場合には、家庭法院が職権で親権者を定めるものとした(909条第5項)。

2007年改正では、安易な離婚の阻止や離婚後の子の福祉の確保などを目的に、離婚熟慮期間制度が導入された(2007年改正836条の2)。また、離婚後における子の養育に関する事項(養育者の取り決め、養育費や面会交渉に関することなど)および親権者の決定に関する協議書の提出の義務化(837条)など、協議離婚手続きの内容が決められた。さらに2007年の民法改正において面会交流が非養育親の権利であるとともに子の権利であるが明文化された¹⁰⁾(金 2014)。

韓国の協議離婚制度の特徴として、国による積極的な介入がある。家庭法院において協議離婚の意思確認を受けなければ協議離婚ができない¹¹⁾。協議離婚の意思確認を受けるには、家庭法院において離婚に関する案内を受け、熟慮期間が1カ月から3カ月必要となる。さらに、子の養育に関する事項の取り決めとして、養育者の取決め、

10) 제 837 조의 2 (면접교섭권) ① 자(子)를 직접 양육하지 아니하는 부모의 일방과 자(子)는 상호 면접교섭할 수 있는 권리를 가진다. [개정 2007.12.21] (837条の2 (面会交流) ①子を直接養育しない父母の一方と子は、互いに面会交流をする権利を有する。[本項改正 2007.12.21]) (법률 제 14965 호 일부개정 2017. 10. 31)

11) 第 836 条 (離婚の成立及び申告方式) ①協議上離婚は、家庭裁判所の確認を受け、戸籍法に定めるところにより、申告することにより、その効力が生ずる。

養育費の負担、面会交流の行使の有無及びその方法について協議し、子の養育と親権者決定に関する協議書または審判書正本を提出し協議離婚の意思確認を行う。家庭法院は、その協議内容が子どもの福祉に反しない内容であれば確認書が交付され、養育費負担調書が作成される (Lee 2008)。

しかし、子どもが面会交流権を行使する具体的な手続きが明記されていないことから¹²⁾、子どもの最善の確保を優先した改正であっても、権利主体としての子どもに対する実現のための手続きが準備されていない。面会交流権の法的性質についても、養育権の一部と解することが通説のようだとの指摘もある (金 2019)。国連の子どもの権利条約での親子分離禁止の原則や両親の共同養育責任等の規定にある児童の権利の尊重としての面会交流権とは異なる位置づけとも受け取れる。このように韓国の制度上での離別後の共同親権における「子どもの最善」は具体的実施手段に欠ける理念先行のシンボリックな側面が指摘されている (金 2014)。

台湾では、1996年の中華民法改正により、婚姻関係存続中及び離婚後の父親優先の原則が削除された。離別後の親権についても法的に男女平等が実現したとされる (黄 2014)。未成年子の子に対する権利義務の行使又は負担は、夫婦の協議により、一方または双方がこれに任じ、協議不成立の時は、裁判所が、夫婦の一方、主管機関、福祉団体、その他の利害関係者の請求によるか、または職権により、決定することができる (民法 1055 条第 1 項)。協議内容が子に不利な場合 (同条第 2 項)、裁判所は権利義務を行使し、協議を改めたり、義務の内容及び方法を決定したりすることができる (同条第 4 項)。さらに、未成年の子と親との面接交渉の方法や期間を決定し、面接交渉が子の利益を妨害するときには、変更することが出来る (同条第 5 項)。これらの裁判を裁判所が行う場合は、子の最善の利益に従って行われるが、親権者、養育費、面会交流を定めなくても協議離婚ができる。家事調停、和解、審判に進めば、子の権利や利益を尊重した解決が志向されるが、協議離婚では当事者の任意に委ねられる (二宮 2014)¹³⁾。

台湾の親権は世界的潮流に合わせて、「家のため」から「親のため」を経て「子のため」へと立法目的が変わってきたこと。そして、家庭内の「弱者」である未成年の子を保護するために、裁判所などの公的機関および社会福祉団体による積極的介入が期待されるようになり、「子どもの最善」は台湾親権法の最大の特徴になったとされる (黄 2014)。

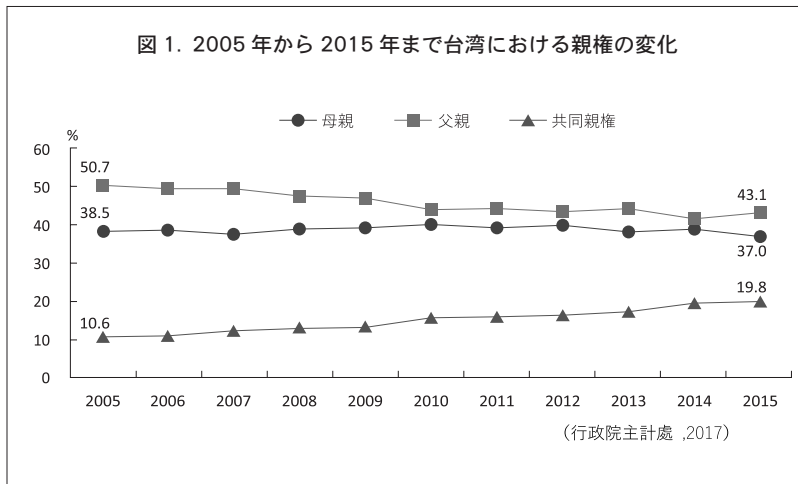
しかしながら、台湾の離別後の親権について、子どもの最善の利益の判定基準の曖

12) 家事訴訟規則第 99 条 (当事者) ① 子の養育に関する処分及び変更、面会交流権の制限及び排除並びに親権者の指定及び変更に関する審判は、父母の一方が他方を相手方として請求しなければならない (金 2014)。

13) 本稿で取り上げるのは民國 108 (2019) 年 6 月 19 日改正までである。

味さの問題の指摘もある（山西・周 2018）。法務省による判断基準には、子どもの年齢も含まれ、現状維持原則により幼い子の親権を母親に決める原則がある。しかし、これは女性の性別役割を固定するものであると同時に、父親による DV で子どもを置いて家を出た母親には不利になる。さらに、この現状維持原則を背景にした子どもの連れ去りなどの不当行為を防止するためにフレンドリー・ペアレント・ルール（善意父母原則）が導入された（1055 条の 1 第 1 項 6 号）¹⁴⁾。父母のどちらが友好的であるかを裁判所が斟酌、評価、親権者の判断根拠の一つにした（二宮 2014）。

台湾での実際の親権者の推移は、母親が親権者となることが多い日本と異なり、父親が過半数をしめ、その後漸減はしてきているが、2015 年時点でも父親親権者の占める割合は高い。母親親権者の割合はあまり大きく変わらず、父母による共同親権は漸増傾向を示しながらも、2015 年時点では 2 割である（図 1）。



台湾は 1996 年より、韓国も実質 1990 年からと、両親離別後の共同親権を取り入れて 20 年以上経つ。背景には両国とも民法の親族法改正による家庭内における男女平等の実現と、子どもの権利条約における「子どもの最善の利益」の保障がある。しかし、両国とも、「子どもの最善の利益」の判定基準において、それぞれの社会の価値観による恣意性が覗える。子どもの権利条約にある権利主体としての子どもの権利保障と、実際の両国の離婚時の手続きやそれ以降の親子関係に関する規定では必ずしも子どもの意向が確保されていない。その点では、両国の離別後の共同親権における「子どもの最善」は結果的には理念先行のシンボリックなものになってしまっていると言える（山西 2020）。

14) 第 1055-1 條

法院為前條裁判時，應依子女之最佳利益，審酌一切情狀，尤應注意下列六 父母之一方是否有妨礙他方對未成年子女權利義務行使負擔之行為。

3 日本・台湾・韓国における現地調査の結果から

1) 調査の目的および方法について

次に東アジア家族主義体制下の離別後の親権と共同養育の実際について、離別後の親権が単独親権である日本と、日本より先行して共同養育や共同親権が取り入れられている台湾及び韓国を比較検討するため、各国で量的質的調査を実施し日本の課題を考察した。

調査方法は、各国における当事者対象に離別後の親権及び共同養育の実際についてのアンケート調査およびインタビュー調査を行った¹⁵⁾。三ヶ国で比較検討するため、アンケート調査の内容は国による制度的違いの部分を除いては基本的に共通の内容で行った。今回はアンケート調査結果のみを分析対象とする。

調査の実施時期および対象者については次の通りである。日本でのアンケート調査は2016年8月から2018年8月に、韓国では2016年12月に、台湾では2017年1月に、それぞれ協力の得られた母子家庭支援団体や、母子福祉関連施設にて留め置き法にて行った。なお、今回の両国におけるアンケートおよびインタビュー調査は、勤務校の倫理審査会審議での承認下において実施され、調査倫理上の配慮は十分に行って実施している。

2) 日台韓のアンケート調査結果の比較より

① 離別時の年齢と理由について

最初に、アンケート調査対象者の基本的特徴を確認する。アンケートの回答数は日本が23名¹⁶⁾、韓国が20名、台湾が34名であった。なお、台湾では男性が2名含まれている。対象者の離婚時の年齢(有効回答日本:22名 韓国:20名 台湾:30名)では、「20歳未満」日本1名(4.5%)、韓国は0名、台湾4名(13.3%)、「20歳代」日本8名(36.4%)、韓国1名(5.0%)、台湾14名(46.7%)、「30歳代」日本11名(50.0%)、韓国15名(75.0%)台湾11名(36.7%)、「40歳代」日本2名(9.1%)、韓国3名(15.0%)、台湾1名(3.3%)、「50歳代」は日本と台湾ではいなかったが、韓国は1名(5.0%)と、今回の対象者では日本と台湾の方が韓国よりも離婚時の年齢が若い傾向がうかがえた。

15) 本調査研究はすべて熊本学園大学倫理調査審査会での審議を受け、承認を得て行った(承認日付:日本2016/7/13,韓国・台湾同年9/30)。日本での調査は、調査所在地が地震被害の影響のため、配布回収などで他の2国に比べ調査期間が長くなった。

16) 日本はまだ離婚調停中で離婚が成立していない人がアンケート調査・インタビュー調査とも3名含まれる。日台韓三カ国の対象者条件を揃える意味ではこれらの日本のケースは分析から省くべきかもしれないが、離婚調停の内容も日本の離別後の親権や共同養育について考える上では有効と判断して今回は分析対象から外していない。

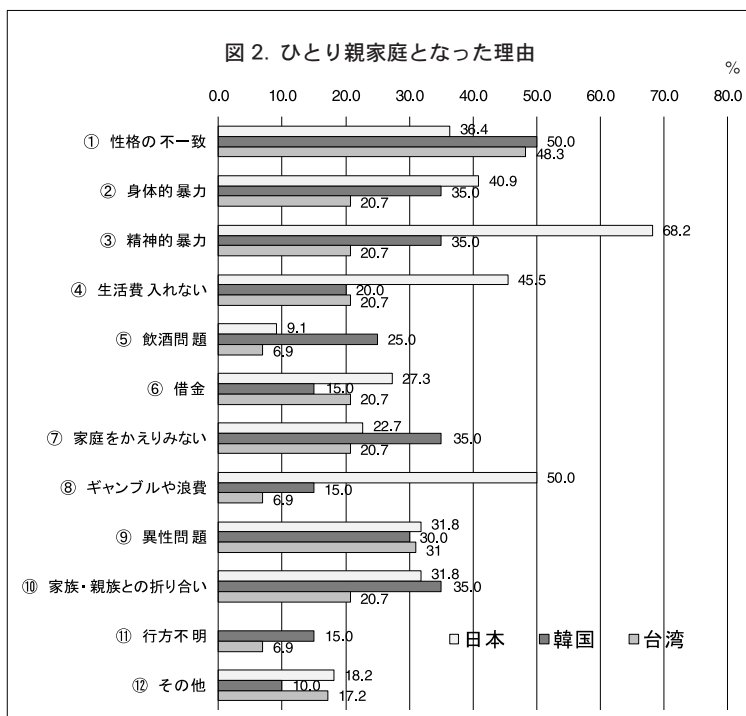
そのため、ひとり親になった時の一番下の子どもの年齢（有効回答日本：22名 韓国：20名 台湾：31名）も「0歳」日本1名（4.5%）、韓国1名（5.0%）、台湾6名（19.4%）、「1-3歳」日本13名（59.1%）、韓国8名（40.0%）、台湾10名（32.3%）、「4-6歳」日本4名（18.2%）、韓国7名（35.0%）、台湾7名（22.6%）、「7-12歳」日本4名（18.2%）、韓国2名（10.0%）、台湾4名（12.9%）、「13歳上」では日本はいなかったが韓国2名（10.0%）、台湾4名（22.6%）だった。3歳以下で比較すると日本14名（63.6%）、台湾16名（51.6%）、韓国9名（45.0%）、日本、台湾、韓国の順に離別時の子どもの年齢が低い傾向を示していた。

ひとり親になった理由（有効回答日本：22名 韓国：20名 台湾：33名）も、日本は離別17名（77.3%）、未婚2名（9.1%）、その他3名（13.6%）¹⁷⁾、韓国は20名全員が離別、台湾は離別22名（66.7%）、死別2名（6.1%）、未婚8名（6.1%）、その他1名（3.0%）であった。三カ国ともひとり親になった理由は離別が大半を占める。

現在の親権者（有効回答日本：22名 韓国：20名 台湾：30名）については、日本では母親が18名（81.1%）と殆どを占め、父親1名（4.5%）、離婚調停中でまだ離婚が成立してないために共同親権である人が3名（13.6%）であった。韓国では、回答者すべてにおいて離婚が成立しており、母親親権者が15名（75.0%）、共同親権が5名（25.0%）で父親親権者はいなかった。台湾では回答者に未婚者も含むが、母親が11名（66.7%）、父親5名（6.1%）、共同親権が11名（24.2%）、その他3名（3.0%）であった。3国とも母親親権者が過半数を超えるが、韓国と台湾では共同親権のケースが約1/4を占めている。

ひとり親になった理由（複数回答）では、日本（有効回答22名）で多い理由は「精神的暴力」が15名（68.2%）、「ギャンブルや浪費」が11名（50.0%）、「生活費を入れない」が11名（50.0%）といった精神的、経済的暴力の項目である。これに対して韓国（有効回答20名）では「性格の不一致」の10名（50.0%）が一番多く、また次に多い項目にも「家庭をかえりみない」「家族・親族との折り合いが悪い」が各7名（35.0%）と、日本や台湾と傾向が異なっている。台湾（有効回答29名）の一番多い理由は、韓国の場合と同じく「性格の不一致」14名（48.3%）であったが、他の理由は日本や韓国の方が高い割合を示している（図2）。3国の共通として「家族と折り合いが悪い」が同じ程度多いことであるが、その一方で、今回のアンケート回答者では、日本の場合は精神的・経済的暴力による離婚要因が多く、韓国や台湾では当事者間の性格の不一致が大きな要因であることが窺える（図2）。

17) 前述のように日本の回答者にはまだ離婚調停中で離婚が成立していない者が3名含まれる。



② 離別時の親権者の決定について

次に離婚時の親権者の決定や、養育費や面会交流などの両親離別後の子どもの共同養育についての話し合いの実際について、アンケートの回答結果をみていくことにする。

日本では、前述のように2012(H24)年4月1日より離婚届に離婚後の共同養育についての協議のチェック欄が設けられた。共同養育についての質問項目では、この欄へのチェックについて尋ねたところ、無回答が9名(39.1%)「チェックしなかった」8名(34.8%)併せて7割を超えた。なお、「チェック欄が無かった」「面会交流の欄のみチェックした」は各3名(13.0%)であった。

韓国では、離婚時に未成年子がいる場合、協議離婚でも必ず共同養育に関する協議書を提出することが民法親族編で規定され、また協議が整わないなどの場合には家庭法院が職権にて親権者を指定することができる(836条,909条等)(山西裕美2018b)。今回の韓国の回答者では、離婚時の「子どもの親権についての話し合い」(有効回答20名)では、「協議」15名(75.0%)のうち「母親が親権者」11名(55.0%)、「共同親権」4名(22.0%)、「裁判所による判断」4名(20.0%)のうち「母親」1名(5.0%)「父親」2名(10.0%)「共同親権」1名(5.0%)、「その他」が1名(5.0%)であった。協議離婚でも親権者が「母親」となる場合が多く、協議離婚、裁判離婚を併せると、親権者の割合は「母親」が12名(60.0%)、「父親」2名(10.0%)、「共同親権」は5名(25.0%)と母親親権者が6割で一番多かった(図3)。

図 3. 子どもの親権についての話し合い（韓国）

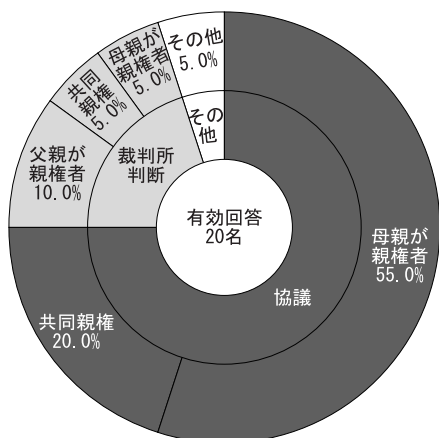
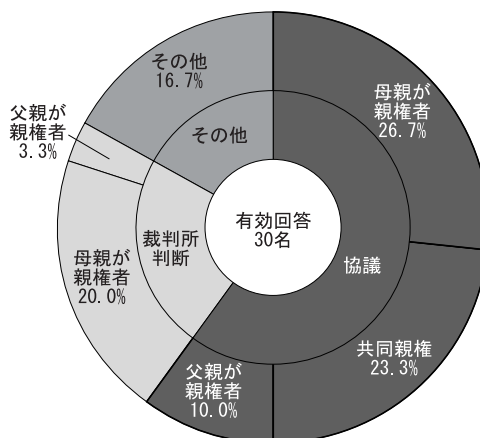


図 4. 子どもの親権についての話し合い（台湾）



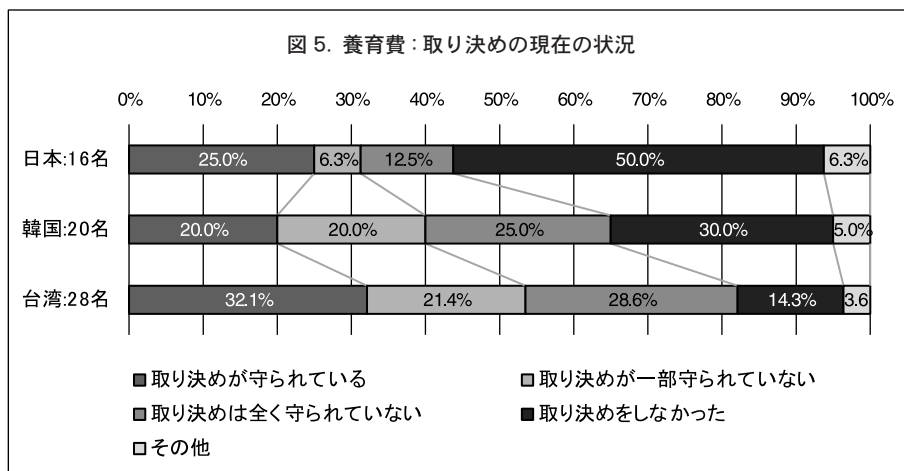
台湾でも離婚時の親権者として父母いずれかの単独親権と、共同親権が選択できる。今回の有効回答者 30 名では、「協議」18 名 (60.0%) のうち、親権者が「父親」が親権者 3 名 (10.0%)、「母親」が 8 名 (26.7%)、「共同親権」7 名 (23.3%)、「裁判所による判断」7 名 (23.3%) のうち「母親」6 名 (20.0%)、「父親」1 名 (3.3%)、「共同親権」は 0 名、「その他」が 5 名 (16.7%) であった。韓国の場合と異なり、協議離婚の場合は、母親が親権者になる割合と、共同親権の割合があまり変わらないが、裁判離婚の場合はほぼ母親が親権者となっている。協議離婚、裁判離婚を併せると、親権者の割合は「母親」が 14 名 (46.7%)、「父親」4 名 (13.3%)、「共同親権」は 7 名 (23.3%) であった (図 4)。

離別時の子どもの親権者の決定については、日本の回答者は 8 割以上で母親が親権者であった。共同親権が選択肢にある韓国と台湾の場合でも、韓国で 6 割が、台湾でも 4 割が母親親権者で一番多かった。韓国と台湾の両国で、協議で共同親権が選択される場合も 2 割程度はあった。

③ 離別後の共同養育の取決めについて

離別時の子どもの共同養育についての取決めが調査時点現在どのような状況であるかを養育費と面会交流について日台韓の三ヶ国を比較した。まず、養育費について、離別時の取決めが調査時点現在でどのような状況かについて確認する (図 5)。

日本の場合は未成年子を伴う離別でもお互いに協議が出来れば離婚手続きの際に裁判所を通さなくても協議離婚ができる。さらに、前述のように日本の回答者は離婚届に設けられている離婚後の共同養育に関する協議のチェック欄に 7 割がチェックしていない。そのため、離婚当初から養育費の取決めをしなかった人が 5 割 (有効回答 16 名中 8 名) を占めて三ヶ国の中で一番多くなっている。「取り決めをしなかった」

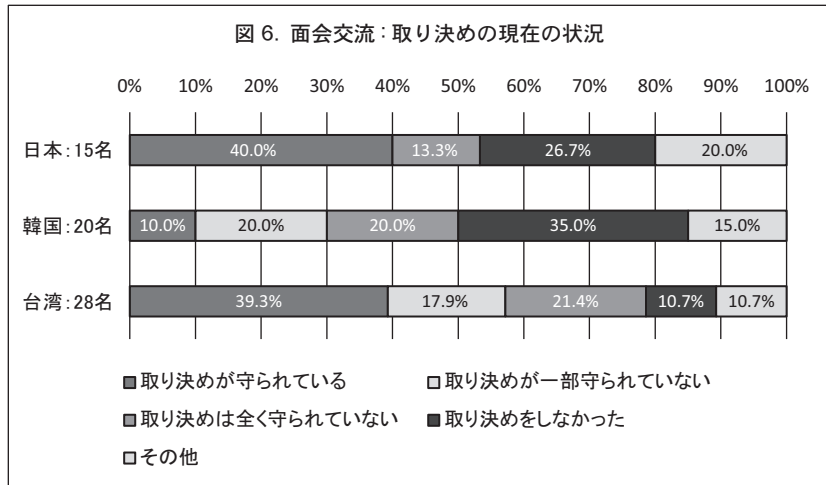


「取り決めが全く守られていない」合わせると、約 6 割が養育費の支払いを受けていない。一方、「取り決めが守られている」(4 名 25.0%) も、今回比較した三カ国の中では韓国の回答者よりも多く、「取り決めの一部が守られていない」を合わせると 3 割が何らかの形で受け取っていることになる。

韓国(有効回答 20 名)は養育費の「取決めをしなかった」が 3 割(6 名)、「取り決めは全く守られていない」(5 名 25.0%) を合わせると、過半数が養育費の支払いを受けていない。韓国では、離別時に家庭法院で協議内容による養育費負担調書を作成し提出しているにも関わらず、実際には必ずしも取決め通り履行されていない場合が多いことが窺える。しかし、「取り決めが守られている」(4 名 20.0%) と「取り決めの一部が守られていない」(4 名 20.0%) を合わせると 4 割は何らかの形で養育費の支払いを受けており、日本よりは多くなる。さらに、親権者との関係を分析すると、「取り決めが守られている」4 名のうち、3 名は協議の共同親権のケースであったが、「取決めをしなかった」と「取り決めは全く守られていない」の計 11 名のうち、7 名が協議で親権者が母親のケースであった。

台湾も日本と同様に協議で離婚が決まれば、必ずしも離別後の子どもの共同養育に関して取り決めをしなくても協議離婚ができる。台湾の回答者(有効回答者 28 名)のうち、「取り決めが守られている」(9 名 32.1%) は今回調査した三ヶ国の中で一番高い。しかも、韓国の場合と異なって、協議で決まった親権者が、共同に限らず母親の場合でも取り決めが守られている割合は高い。

「取り決めは全く守られていない」(8 名 28.6%) と「取決めをしなかった」(4 名 13.4%) を併せると、養育費が支払われていない場合は 42.9% (12 名) と三ヶ国の中で一番低いが、「取り決めの一部が守られていない」(6 名 21.4%) 「取り決めは全く守られていない」(8 名 28.6%) を併せると 5 割で取決め通り養育費の支払いが守ら



れおらず、この割合は三カ国の中でも一番高い。

次に、離別時の子どもとの面会交流の取決めが調査時点現在でどのような状況かをみていく（図 6）。日本（有効回答 15 名）の場合、「取決めをしなかった」（4 名 26.7%）は、養育費の場合と異なり約半分の割合になっている。「取り決めに守られている」（6 名 40.0%）も養育費よりも高い割合である。面会交流の取決め通り履行の割合は韓国よりも高く、法制度では離別後単独親権であっても、面会交流による共同養育については、親の理解が進んでいるように見える。養育費の支払いを受けていない割合が高くても、離別時に面会交流の取決めをしている割合が高いだけでなく、その後の取決め通り履行されている割合も高くなっている。

韓国（有効回答数 20 名）は、「取決めをしなかった」（7 名 35.0%）が、三ヶ国の中で一番高くなっている。「取り決めに守られている」（2 名 10.0%）「取り決めの一部が守られていない」（4 名 20.0%）を合わせ、面会交流が何らかの形で行われている割合は 3 割に過ぎない。日本と異なり、養育費の支払いよりも、面会交流による共同養育の方が行われにくい状況が覗える。協議で母親が親権者の場合、11 名中 7 名で「取り決めに守られていない」「取決めをしなかった」で面会交流が行われていない。

台湾（有効回答 28 名）の場合、面会交流は「取り決めに守られている」（11 名 39.3%）が日本と同様約 4 割で韓国よりも高い割合である。「取り決めの一部が守られていない」（5 名 17.9%）を合わせると約 6 割が何らかの形式で面会交流が行われている。「取決めをしなかった」（3 名 10.7%）と「取り決めたが全く守られていない」（6 名 21.4%）を合わせて面会交流がされていない割合は 3 割で、日本の 4 割や韓国との 5 割に比べると三ヶ国の中で一番低い。養育費の場合と同様、協議での親権者が誰の場合でも、取り決めに守られている。

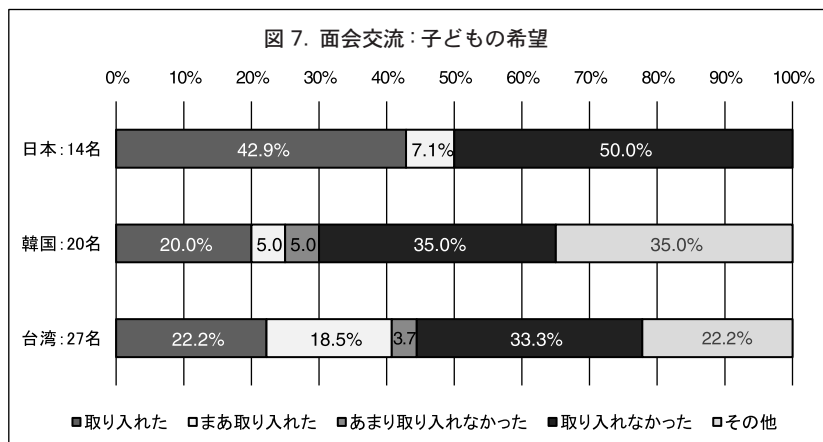
台湾は協議離婚の場合、制度的には韓国のように養育費や面会交流に関する共同養育の合意について司法による確認の制度があるわけではない。しかし、今回の台湾での回答者では、協議離婚の場合は離別後の親権者が誰かに関わらず、養育費の支払いも面会交流も、韓国よりも取り決めが守られていた。

④ 子どもの意見の取り入れについて

子どもの権利条約の親子分離禁止の原則や両親の共同養育責任等の規定にあるように、離れて住むもう一方の親と会う面会交流は、そもそも子どもの権利である。面会交流の決定について、子どもがもう一方の親に会うことに対して、何らかの希望がとりいれられているのだろうか、三ヶ国で比較した(図7)。

今回の日本の回答者は、離別時は6割以上で子どもの年齢が3歳以下で、三ヶ国の中で離別時の子どもが幼い場合が多い。そのため、取り決めの際に子どもの意見を取り入れたかどうか尋ねた項目(有効回答14名)では、子どもが幼くて確認できなかったなどで無回答や「取り入れなかった」も多くなったが、「取り入れた」(6名42.9%)「まあ取り入れた」(1名7.1%)で合わせると半数が取り入れている。韓国や台湾に比べると今回の日本の回答者は、子どもの最善を認識して、意見が訊ける子どもに対しては子どもの意見を取り入れるようかなり意識しているようである。そのことが、面会交流の履行率の高さに反映されていると思われる。

今回の韓国の回答者の離別時の年齢は、三ヶ国の回答者の中では一番高く、30歳題-50歳代が9割以上であった。子どもの年齢も4歳以上が過半数を占める。しかし、面会交流の取り決めの際に子どもの意見を取り入れたかどうか尋ねた項目(有効回答20名)では、「取り入れた」(4名20.0%)「まあ取り入れた」(1名5.0%)で合わせても3割に満たない。離別時の子どもの年齢が一番高いが、子どもの意見が反映されている割合は三ヶ国の中で一番低くなっている。しかし、協議で母親が親権者(11



名)の場合のみ「取り入れた」「まあ取り入れた」が4名で一番多く、母親の子どもへの配慮が視えるのは日本の場合と似ていると言えるかもしれない。しかしそのうちの3名で、面会交流の「取決めが一部守られていない」。

家庭法院に提出する子の養育と親権者決定に関する協議書には、面会交流についても引き渡しの時間や場所など詳細に書くような書式ではあるが、子の意思の確認についてのチェック欄は無い(金 2019)。韓国の民法では面会交流は子の権利であるとともに、直接養育しない親の権利でもあるとされている。協議で共同親権の場合でも半数が「取り入れていない」ので、合意書作成時にも親同士も合意になりがちで、子どもの意見を反映しにくいことにも繋がっているのかもしれない¹⁸⁾。

台湾調査回答者の離別時の親の年齢は、30歳未満が6割で離別当時の子どもは3歳以下が過半を占めた。一方で、離別時の子どもの年齢の分布は、日本の場合よりも高い13歳以上まで広がっている。面会交流の取決めの際に子どもの意見を取り入れたかどうか尋ねた項目(有効回答27名)では、「取り入れた」(6名 22.2%)「まあ取り入れた」(5名 18.5%)併せて約4割で日本より低いが、韓国よりは多かった。養育費の場合と同様、協議の場合は親権者が誰かに関係なく、子どもの意見を取り入っていた。

「あまり取り入れなかった」(1名 3.7%)「取り入れなかった」(9名 33.3%)合わせると、積極的に取り入れていない割合も4割弱で韓国と同じ割合であるが、日本の5割よりは低い。

以上、アンケート調査の結果から、三ヶ国における離婚の要因、離別時の親権者の決定、養育費や面会交流による共同養育についての取決めの現況について取り上げてきた。離別時の親権者の決定では、三ヶ国とも親権者は母親が一番多かったが、韓国と台湾では協議離婚でも共同親権の選択が2割前後あった。今回は三ヶ国とも回答者がほぼ母親であったこともあり、父親親権者は大変少なかった。

母親による親権者が多いのは、東アジア家族主義福祉国家としての特徴である性別役割分業により、「監護の継続性・安定性」が反映していることが考えられる。また、協議離婚でも家庭法院を経由する韓国の場合は、法廷での共同親権についての啓発教育や調停員などの影響によって共同親権が「子どもの最善」であると親が認識することは共同親権選択に対して影響力が大きいと考えられる。しかし、双方の合意で協議離婚が成立する台湾でも共同親権が一定割合あるのは、親の認識として共同親権が

18) 「子の養育と親権者決定に関する協議書の作成方法」には、3面会交流権の行使の有無およびその方法に面会交流は子が父母双方の愛情を受け、健やかに成長するために必ず必要なものであると記されている(金 2019)。

「子どもの最善」であるという考え方が両国で広まりつつあると受け止められる。

養育費の取決めについては、日本の場合は、協議離婚の場合は離婚届けに設けられた離別後の共同養育についてのチェック欄のみでは強制力がないので、実際に養育費の取決めをしていなかったり、取り決めに全く守っていなかったりする場合が大半を占めていた。このことは、親権を持たない離れて暮らすもう一方の親、特に父親による離別後の共同養育について認識が弱いことが表れている。養育費の受け取りが無いことは、ひとり親家庭の貧困、ひいては子どもの貧困率の高さにも影響している。

しかし、離別の理由が精神的・経済的暴力が多く、離別後に子どもと一緒に暮らす母親が分かれて暮らす父親と接触したくないであろうことや、そもそも支払い能力が無いことも考えられる。その一方で、取り決めが守られている場合も四分の一あり、手続き上で裁判所を経由し共同養育の協議書を提出する韓国より高い割合であることも特徴である。

韓国は、離別時に未成年の子どものいる場合、協議離婚でも法制度として離別後の子どもの共同養育について協議書を提出するまで離婚が成立しないなどの制度的配慮がある。しかし、実際に養育費の支払いの取決めが守られている割合は低く、養育費の支払いを受けることは「子どもの権利」であることについて、子どもと別に暮らすもう一方の親の認識が弱いことが課題として表れている。

台湾では、未成年子の養育費について取り決めにしなくても協議離婚ができるが、三ヶ国の中では何らかの形で支払われている割合が一番多かった。協議での共同親権の割合が韓国よりも高く、今回の調査では共同養育に対する親の意識が高いことが窺われる。それでも、4割は支払われておらず、親の共同養育に対する意識と自発性だけでは共同養育履行に弱さも見られた。

面会交流の取決めは、同じ離別後の共同養育でも、養育費の場合よりも取り決めがなされ、守られている割合が三ヶ国とも高くなっていた。しかし、面会交流についての子どもの意見の反映については、国によって異なっていた。

日本の回答者の場合、養育費の受け取りは少なくとも、面会交流の履行および子の意見がよく反映され、養育する親(特に母親)の「子どもの最善」への努力が窺える。しかし、離婚の主な理由が精神的暴力や経済的暴力であり、養育費不払いでも面会交流させているなど、理不尽な辛い思いをしていることも推測される。法務省も共同養育を推奨するなら、面会交流だけでなく、離れて暮らす親が養育費を払う責務を果たす制度による効果的支援が必要であると思われる¹⁹⁾。

19) 平成14年11月の母子及び寡婦福祉法の改正において、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定された。養育費確保にかかる裁判

韓国の回答者は、日本の傾向とは反対に、韓国は家庭法院での共同養育についての合意書提出時に面会交流についての取決めを記入しているにも関わらず、養育費支払いの取決めよりも、さらに面会交流の取決めが守られている割合も低い。面会交流についての子供の意見の取り入れについても、子どもの年齢分布は一番高かったが、子どもの意見が反映されている割合は三ヶ国の中で一番低くなっている。家庭法院に提出する子の養育と親権者決定に関する協議書には、面会交流についても引き渡しの時間や場所など詳細に書くような書式ではあるが、子の意思の確認についてのチェック欄は無い（金 2019）。韓国の民法では面会交流は子の権利であるとともに、直接養育しない親の権利でもあるとされている。このことが、合意書作成時にも親同士の合意になってしまい、子どもの意見を反映しにくいことにも繋がっているのかもしれない。

台湾の回答者は、協議での共同親権の割合が韓国よりも高い。協議離婚の場合、韓国のように共同養育についての合意内容の届け出等の必要がないが、親権者がどちらかに関わらず、三ヶ国の中では、養育費の支払いも面会交流もよく実施されていることが示されていた。子どもの意見を取り入れる割合も韓国より高く、協議離婚では面会交流への制度的強制力はないが、両親による「子どもの最善」への配慮が反映されていると思われる。今後は、具体的な養育費の支払い方法、面会交流の内容について、親たちの離別時の取決めの履行を支える制度が必要と思われる。

4 東アジア家族主義国家における離別後の親権や共同養育における課題

最後に、離別後の親権や共同養育に関する各国の実際と福祉国家体制の影響から、日本に共同親権・共同養育が導入された場合の課題を考えていきたい。本稿の研究課題である離別後の親権の実際について日台韓の三カ国の比較から家族主義福祉国家での課題についてまとめると、1点目は、共同親権と共同養育の実際と理念の相違についてである。日本と異なり、韓国と台湾では20年以上前から離別後の共同親権を制度的に取り入れており、協議離婚で共同親権を選択している割合も一定割合みられた。未成年子を伴う離婚の場合でも、日本と台湾では協議離婚の場合、そもそも子の監護内容自体を届ける必要がない。しかし、韓国では協議離婚であっても必ず家庭法院への親権者決定内容、養育費や面会交流など離別後の子の監護についての協議内容の提出しなければ離婚が成立しない。しかし、養育費支払いの取決めや面会交流の取決め

に要する費用については、123万6千円を限度として母子福祉資金貸付金の1つである生活資金を一括して借りることができる。しかし、日本では、他国のように離れて暮らす親が支払わない場合の制裁が無く、日々の暮らしに追われる子どもと暮らす母親に払わない父親との交渉や裁判などを通じて養育費請求の努力義務を課すのは心身の負担がきつく現実的でないと思われる。

の履行については、三ヶ国の中で韓国が一番取り決めが守られている割合が低かった。法制度を整えるだけでは、離別後の共同養育が必ずしも実行されるわけでは無いことが示されている。家庭法院での親双方の合意による「子の養育と親権者決定に関する協議書」及び「子の養育と親権者決定に関する審判書正本」の提出によるシステムだけでなく、実際にその内容の履行を支える有効な方法が必要であると思われる。特に養育費の支払いには、三ヶ国において、国による立て替えと同時に、離れて暮らすもう一方の親への支払い請求の代理執行や支払わない場合の制裁など、確実な方法が求められる。

しかし、一方で、台湾では協議離婚の場合、共同親権の割合が韓国よりも高く、日本は単独親権でも共同養育への配慮が覗え、特に面会交流はよく履行されていた。このことは、離別しても子どもが双方の親の愛情を感じながら育つことのできる環境の意義を双方の親が理解することは、大変影響力をもつことが分かる。

2点目は、日台韓三ヶ国における家族主義福祉国家における性別役割分業の影響である。三ヶ国とも性別役割分業型の福祉国家であるため、子どもの日頃のケアは母親が主に担っている。そのため、「監護の継続性・安定性」の観点から、離別後の親権者も母親になる割合が高い。しかし、このことはまた「もろ刃の刃」にもなっている。母親が親権をとっても、性別役割分業が労働市場にも反映しているため、子どものいる母親の労働条件は悪く、ひとり親家庭の貧困率や子どもの貧困率の高さにも繋がっている²⁰⁾。

離れて暮らす父親に法的に扶養義務があるにも関わらず、一般的認識として親権者である母親が養うべきであるとみなされがちである。今回の調査結果でも、半数で養育費の取決め自体がなされていなかった。韓国や台湾も同様に、これらの家族主義福祉国家の国々では、男性中心の労働市場のため非常に低収入でも母親が一人で子どもを養っていくことになる。台湾や韓国では、20年以上前から共同親権を導入していても、共同養育の実態そのものは、日本とあまり変わらない。

韓国での家父長制から「圧縮的近代」(“compressed modernity”)と呼ばれる急速な近代化の進行は、社会への民主主義の浸透が日本より遅く始まり、短時間で達成が目指された(Chang 2010)。そのため、社会意識として家父長制の残滓など、現実の運用として様々な齟齬が見られ、理念先行のシンボリックな共同親権となっている面も否めない(山西 2020)。

3点目は「子どもの最善」の視点である。日本の民法による離別後の単独親権制度下でも、2011年の民法改正では、子どもの権利条約の影響から、親権者や離別後の

20) 「厚生労働省平成28年国民生活基礎調査結果」によると、2015年の日本の大人一人世帯の貧困率は50.3%、子どもの貧困率は13.9%であった。

子の監護においても、「子どもの最善の利益」を優先することが明文化された。法務省でも子どもの利益の保障として離別後の共同養育を推奨している。今回の日本の回答者である母親たちは、養育費を取決め通り受け取っている割合は四分の一と高くはないが、面会交流の取決め通りの履行は4割と高かった。「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレント・ルール）は、まだ欧米ほど広く認識されてはいないと思えるが、8割以上で母親が親権者になる一方で、その親権者である母親が、子どものために、別に暮らす父親に対して実態として「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレント・ルール）を取り入れていることが分析結果に表れていた。日本は、韓国や台湾以上に子どもの意思の確認を通じての「子どもの最善」への配慮が覗えると同時に扶養負担を一方的に負う矛盾もある。

他方、法廷での手続きを伴う韓国では、面会交流の詳細も協議書に記すことになっているが、今回の回答者では面会交流は韓国よりもむしろ日本の方が良く行われていた。韓国のように、親権者や養育費、面会交流などの離別後の子どもの共同養育の詳細についての協議内容を、必ず法廷で判断する手続きは、「子どもの最善」の確保に法的に有益な方法だと思われる。しかし、協議書の内容が、共同親権の選択や「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレント・ルール）への適応など、当事者である子どもに向けてではなく、裁判官に向けた大人の考える「子どもの最善」になりかねないという問題を孕む。制度的方法だけではなく、「子どもの最善」が守られるべき当事者である子ども自身の希望を判断基準とする実質的手段の確保が欠かせない。

以上3点は、家族に、特に女性に子どものケアなど福祉的課題に対する責任を大きく委ねた福祉国家であるまま、グローバルな法理念を国家が導入したことから発生している不均衡から生じる問題であると考えられる。同じ家族主義福祉国家である日本と韓国、台湾であるが、近代化のスピードが凝縮された韓国と台湾では既に20年以上前からグローバル・スタンダードである子どもの利益に基づく離別後の共同養育や共同親権制度が取り入れられている。共同親権選択の場合、ある程度の共同養育が実現している一方で、協議で母親が親権者になった場合、共同養育の取り決め内容が履行されにくく、家事や子育ての脱家族化の進む北欧諸国などの理想と、母親に一方的扶養努力を課す共同養育の実施となってしまう、理念との齟齬が判明した。

SDGs（持続可能な開発目標）17のグローバル目標において貧困の解消は第一番目に挙げられている。日本への選択肢としての共同養育や共同親権導入の在り方については、子どもやその育つ家庭が貧困にならないよう、まず養育費の支払いを確実にした共同養育の実施と、子どもと一緒に暮らさないもう一方の親による、親として真の意味での「子どもの最善」が確保できる共同養育運用の大切さを理解をすることが必要だと思われる。

そして、何よりも、理念が先行した制度を整えるのではなく、本当の意味での「子

どもの最善の利益」を実現できる離別後の親権制度や共同養育の具体的実施方法を慎重に整えていかなければならない。

*日本での調査研究では多くの母子福祉関連施設等のスタッフの皆様方やひとり親の方々にご協力いただき実施できた。また、韓国ソウル市での調査研究は延世大学神学部相談コーチング支援センターのクン・ス・ヨン（映呪慎）教授並びに韓国ひとり親団体 Korea Association of Single Parent Family（紫館狛昔 糜厖糜採乞亜舛紫櫛嘶）ファン・ウン・スク（伐精寿）会長および会員の眠さんのご協力を得た。台湾では、台湾慈濟大学周典芳准教授，財団法人台北基督教女青年会（YWCA）のスタッフの皆様方やひとり親の方々のご協力を得た。この場をお借りして感謝申し上げたい。

参 照 文 献

- Chang Kyung-Sup, 2010, Individualization without Individualism, *Journal of Intimate and Public Spheres (Pilot Issue)*, pp.23-39.
- Lee Myung-Cheol, 2008, The Procedure of Divorce by Agreement in 2008 Year's Amendment of Civil Act, *家族法研究* 第22巻3号, pp.205-264.
- United States Department of State, 2018, Annual Report on International Child Abduction.
- United States Department of State, 2019, Annual Report on International Child Abduction.
- 金 亮完, 2014, アジア法 - 韓国, 床谷文雄・本山 敦編 親権法の比較研究, pp.346-372, 日本評論社.
- 金 亮完, 2019年11月10日, 親権・監護権に係る法令・制度の概説,
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487640.pdf>.
- 黄 淨愉, 2014, アジア法 - 台湾, 床谷文雄・本山 敦編 親権法の比較研究, pp.326-345, 日本評論社.
- 二宮周平, 2014, 家事紛争の合意解決の促進と台湾家事事件法, *立命館法学*, Vol.2(354), pp.161-168(pp.617-624).
- 山西裕美・伊藤良高・出川聖尚子, 2012, 熊本市のひとり親家庭の現状と課題についての一考察 - 中学生の子を持つ母子家庭を中心に, *熊本学園大学附属社会福祉研究所 社会福祉研究所報 vol.40*, pp. 111-134.
- 山西裕美・伊藤良高・出川聖尚子, 2013, 地方都市の中学生の子を持つひとり親家庭の福祉課題 - ひとり親家庭の母子家庭における親子関係を規定する要因分析結果より, *熊本学園大学附属社会福祉研究所 社会福祉研究所報 vol.41*, pp.37-59.
- 山西裕美, 2018 a, 日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察, *熊本学園大学社会福祉研究所 社会福祉研究所報*, Vol.46, pp.1-19.
- 山西裕美, 2018 b, 離別後の親権についての日韓比較研究, *熊本学園大学附属海外事情研究所海外事情研究*, Vol.45, pp.1-24.
- 山西裕美・周典芳, 2018, 離別後の親権についての日台比較研究-制度の視点からの一考察, *熊本学園大学 社会関係研究*, Vol.23-1, pp.51-79.
- 山西裕美, 2020, 離別後の親権・共同養育についての日台韓比較研究 - 制度面からの一考察, *熊本学園大学社会福祉研究所 社会福祉研究所報*, Vol.48, pp.19-34.

Custody in Far East countries, comparing Japan with Korea and Taiwan—from the research in these three countries.

Hiroshi YAMANISHI

The purpose of this report is to clarify the relationship between the international standards of joint custody and law philosophy with the type of Welfare States.

Both Japan, Taiwan and Korea generally adopted East Asia Model type of Welfare States, so called “familialism”. Through questionnaire survey and interviewing divorced parents, this report proves that Taiwan and Korea have implemented the joint-custody for more than 20 years, but the divorced parents are still struggling for the gender issues derived from the social structure of the family oriented welfare system.

Japan still maintains the alone-custody in civil law, however, the national enlightening activities (effected by “best interests of the child”) caused the divorced mothers have to raise their children alone without any financial support from their ex-husbands, and must accept their ex-husbands’ visiting and contacting with the children. That causes lone-mother much mental agony and also causes their children very high poverty rate in Japan.